

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知について

令和 7 年 2 月
山陽小野田市監理室

令和 6 年 6 月に改正された建設業法の施行に伴い同法第 20 条の 2 第 2 項の規定において、落札者が、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

本市においても、同法の改正内容を踏まえ、同法及び同法関連法令等の取扱いに準じ、下記のとおり対応します。

○対象工事 すべての建設工事

○発生する恐れのある事象

・ 主要な資機材の供給の不足もしくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

※一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれます。

○通知の時期 落札決定から請負契約を締結するまでの間

○通知の方法 落札者が、別添の様式による通知書を、発注者に提出します。

○適用年月日 令和 6 年 12 月 13 日以降に契約締結する建設工事から適用します。

○その他

上記通知書を提出した場合、又は提出しない場合であっても、請負契約の変更に
ついては、受注者から発注者へ協議を申し出ることができます。